

国会に続き国連でも問題に！！

裏面をお読み下さい。

「会」への入会が続いています。

15日の大集会を大きく成功させて、警察の不当捜査をやめさせる大きな一步となるよう、ご協力を願います。

福崎町での不当捜査事件は、国会（3月23日衆議院法務委員会）に続いて、こんどは国連でも大きな関心が持たれています。（裏面をお読み下さい）

福崎町での不当捜査事件は、国会（3月23日衆議院法務委員会）に続いて、こんどは国連でも大きな関心が持たれています。（裏面をお読み下さい）

福崎町での不当捜査事件は、国会（3月23日衆議院法務委員会）に続いて、こんどは国連でも大きな関心が持たれています。（裏面をお読み下さい）

人权侵害そのもの 呼び出し100回

警察による不当な捜査は今も続いています。呼び出しが百回を超えた人もいます。まさに人權侵害そのものです。

また警察官の訪問する対象が拡大し、訪問を受けた多くの人は、「携帯電話の通話記録を全部調べてわかっている」と脅されています。

「やめさせる会」への支援が 町内外で広まっています

「ピラを見た町内の人々が自主的にまわりの人々に15日の集会への参加を呼び掛けているよ」という声が「やめさせる会」に届けられています。町内外から「不当捜査のひどさに負けないよううにがんばってください」という激励の声や

姫路市役所内で記者会見

4月27日、「やめさせる会」と国民救援会は記者会見を行い、不当捜査事件のあらましを報告するとともに、国民救援会から要旨、次の説明を行いました。

「公選法の規制が、国際人権規約に適合しないことは国連の公文書で確立しています。日本政府は国連規約人権委員会から公選法のこうした規制をやめるよう93年から再三、勧告を受けていますが、公選法を改正せず、一昨年には現行法のもとでも《言論制限の押し付けを控えるよう》勧告を受けました。

さらに今回の国連人権理事会からの来日調査で、デビッド・ケイ氏は福崎町の事件の報告も受けて、今の公選法の規制が規約に違反することを重ねて指摘したのです。ですから警察は「公選法にもとづいて捜査している」といいますが、その捜査自体が違法なのです。」

福崎町長選挙 不当捜査事件

不当捜査をやめさせ人権を守る 5・15大集会に、ぜひご参加を

不当捜査をやめさせる大集会

とき 5月15日(日)
ところ 午後2時から
福崎町文化センター
大ホール

内容 ○清水忠史議員の国会質問の上映
(3月23日法務委員会)
○事件の経過報告
○園田洋輔弁護士(姫路総合法律事務所)
「不当捜査事件の本質について」

不当な聞き込み情報をお知らせください
どのような聞き込み調査を行ったのかなど、
不当な聞き込み情報を聞きています。ぜひ
ご協力ください。

連絡先：下記電話、又はメールアドレスへ

発行：福崎町長選挙の不当捜査をやめさせる会
呼びかけ人：鳴田正義

福崎町八千種2471 電話0790-22-7672

日本国民救援会 兵庫県本部・姫路支部
電話078-351-0677 hyogenkai@agate.plala.or.jp

福崎の不当捜査が

国連の舞台に！！

公選法の制限規定は Unnecessary(不必要) and Disproportionate (いきすぎ、過剰)

県警と福崎署による福崎町の不当捜査が、国会で取りあげられたのに続き、国連でも注目されるようになります。

4月12日から19日まで国連の人

権理事会「表現の自由」特別報告者デビッド・ケイ氏が日本に滞在して政府やNGOなどと意見交換を行いました。

国民救援会はこの機会に、選挙運動への規制の問題についてレポートを提出。面談して直接情報提供を行いました。「救援会は60年にわたって無数の選挙弾圧、公選法裁判を支援してきた。公選法を理由とした制限や捜査は多くの有権

者に委縮効果をもたらす。これは『広範でかつ継続的な人権侵害』なのです」と強調し、福崎町での町長選挙不当捜査事件についても報告しました。

会議後に国連スタッフから「選挙の自由の問題はよくわかった。重視してこちらのミーティングでも検討したい」と伝えてくれました。デビッド・ケイ氏は4月19日に記者会見を行い、左の勧告を発表しました。
その中の「選挙活動への規制」の部分を左に掲載しています。
また福崎町で警察がすすめているしつような呼び出しは拷問等禁止条約でさだめている「拷問」にあたるものです。
「拷問捜査」を早くやめさせ、安心・安全の町にしていきましょう。

Preliminary observations by the United Nations Special Rapporteur on the right to freedom of opinion and expression, Mr. David Kaye at the end of his visit to Japan (12-19 April, 2016)

Tokyo (19 April 2016) - Ladies and Gentlemen,

Restrictions on Election Campaigns

I heard repeated concerns over longstanding restrictions imposed on political campaign activities. The Government does not apply the restrictions on internet campaigning, which is obviously vital to increase the public's ability to access candidate information and participate fully in political life.

However, the Public Office Election Act continues to impose restrictions on regular campaign activities. The Human Rights Committee has called Japan's attention to the need to repeal legislation imposing unreasonable restrictions on political campaigning, particularly as they are premised on the idea of protecting public welfare, as they undermine the right to freedom of expression and the right to take part in the conduct of public affairs. Campaign regulation may be permitted, in particular to ensure an open space in electoral process, but current restrictions appear unnecessary and disproportionate.

デビッド・ケイ氏の勧告要旨 (暫定的報告より)

選挙活動への規制

私は、長年にわたって押しつけられてきた選挙活動に対する規制についての度重なる疑惑を聞いてきた。(注: 国連人権機関が繰り返し懸念を表明していること)

(中略)

公職選挙法は従来の選挙活動に対して規制を取り続けている。自由権規約委員会は選挙運動に不合理な規制を課している法律を廃止する必要性について、日本に注意を促した。特に、この規制が公共の福祉の保護の名目に基づいている場合(注: 公選法のこと)や、表現の自由の権利や公共の活動に参加する権利を脅かす場合である。(中略)

現行の規制は不必要であり不合理となっている。